

# 小学校道徳科における「規則の尊重」に関する教材の特質

堺 正之

九州女子大学人間科学部人間発達学科 北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

(2022年10月26日受付、2022年12月6日受理)

## 要 旨

小学校の教育課程に「特別の教科 道徳」(道徳科)が位置づけられ、教科書を使用した授業が開始されてから5年が経過しようとしている。本研究では、道徳科の内容のうち小学校の「規則の尊重」(中学校では「順法精神、公德心」)の学習において用いられている教材の特質を、教科化前の副読本教材と教科化後の教科書を比較することにより検討した。その結果、教科化以前に見られた「公德心」への偏りは解消されていた。また、教材で取り上げられている「法やきまり」は、「社会・集団の規模」においても「規則としての明示」の度合いにおいても多様であることが明らかになった。

キーワード：道徳科 教科書 教材 規則の尊重

## はじめに

道徳の教科化が実現するまでの道のりに関して、第二次安倍内閣のもとで設置された教育再生実行会議(2013～2021)の第一次提言「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」(2013年2月26日)の中に道徳の教科化についての要請が含まれていたことはよく知られている。道徳の教科化は戦後何度も議論されてきた歴史があるが、「いじめ」問題への対応のために教科化を求めたというのが、これまでの議論との決定的な違いであり、その後、道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」(2013年12月26日)、中央教育審議会「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」(2014年10月21日)を受けて、学校教育法施行規則および学習指導要領が一部改正され(2015年3月27日)、道徳の「特別の教科」化が決まったのである。なお、教育再生実行会議の第一次提言に「互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付ける教育」として、法教育の推進に関する言及が含まれていたことも重要な事実である。

特別の教科として位置づけられた道徳(「道徳科」)では、「いじめ」問題を意識した内容の改善がなされた。特に「公正、公平、社会正義」の内容については、従来は小学校高学年からの内容であったものが小学校低学年から指導されることとなるなど大きな変更が加えられた。筆者は、これにより「規則の尊重」と「公正、公平、社会正義」は小学校低学年から中学校まで一貫した指導が可能になったことの意味が大きく、「いじめ」に対抗する「道徳的思考」を形成するためにも両者の関係が問われるべきであると考えている。

以上の構想のもとで今後の研究を進めるにあたり、本稿ではまず対象を「規則の尊重」に絞る。その上で、道徳科の内容のうち小学校の「規則の尊重」(中学校では「順法精神、公德心」)の学習において用いられている教科書教材の特質を、教科化前の副読本教材と比較することにより明確にする。

## 1. 「道徳」の内容の変遷

1958年の学習指導要領において、小学校および中学校の教育課程に教科外の領域としての「道徳」が位置づけられ、週1時間の「道徳の時間」が実施されることとなった。本節では、その後の学習指導要領で示された道徳の内容を整理し、その中で現在の「規則の尊重」に連なる内容項目の変遷について確認する。

### (1) 1958年～1977年の小学校学習指導要領

1958年の8月28日に告示された学習指導要領道徳編では、道徳教育の全体的な目標の下に小学校の道徳

の内容として36項目が以下の4つの柱のもとに示されている。すなわち

- ・主として「日常生活の基本的行動様式」に関する内容（6項目）
- ・主として「道徳的心情、道徳的判断」に関する内容（11項目）
- ・主として「個性の伸長、創造的な生活態度」に関する内容（6項目）
- ・主として「国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」に関する内容（13項目）

である。

その中で、現行小学校学習指導要領における「規則の尊重」に連なる内容項目としては、表1に示すとおり、主として「国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」に関する内容のうち、以下の3項目が該当する。すなわち

(29) 規則や、自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。

(低学年においては、きまりや規則を守ることを指導の中心とし、中学年・高学年においては、規則の意義を知ることや、自分たちできまりを作り、これを守り、さらに改善することなどを加えて内容とすることが望ましい。)

(30) 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。

(低学年・中学年においては、自分の果たすべきことは確実に果たすことを指導の中心とし、高学年においては、さらに、権利を正しく主張することや、権利と義務との関連を考えることなどを加えて内容とすることが望ましい。)

(32) 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。

である。

しかしながら、上記の4つの柱は、その後2回の改訂では除去され、指導内容が網羅的・並列的に示されることとなった。すなわち、小学校では1968年改訂で32項目、1977年で28項目に再編された。その上で、小学校では低・中・高学年の段階を踏まえて、指導の重点が括弧書きされていた。

表1 昭和の小学校学習指導要領における「規則の尊重」に連なる内容（堺作成）

1958年	1968年	1977年
主として「国家・社会の成員としての道徳的態度と実践的意欲」に関する内容  (29) 規則や、自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。 (低学年においては、きまりや規則を守ることを指導の中心とし、中学年・高学年においては、規則の意義を知ることや、自分たちできまりを作り、これを守り、さらに改善することなどを加えて内容とすることが望ましい。)	(25) 規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。 (低学年においては、きまりや規則をよく守ることを、中学年・高学年においては、きまりや規則の意義を知って進んでこれを守るとともに、よいきまりを作り、さらに必要に応じてそれを改善することなどを、おもな内容とすることが望ましい。)	21 規則や自分たちで作るきまりの意義を理解し、進んでこれを守る。 (低学年においては、きまりや規則をよく守ることを、中学年・高学年においては、きまりや規則の意義を知って進んでこれを守るとともに、よいきまりを作り、更に必要に応じてそれを改善することなどを、主な内容とする。)
(30) 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。 (低学年・中学年においては、自分の果たすべきことは確実に果たすことを指導の中心とし、高学年においては、さらに、権利を正しく主張することや、権利と義務との関連を考えることなどを加えて内容とすることが望ましい。)	(26) 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。 (低学年・中学年においては、自分の果たすべきことは確実に果たすことを、高学年においては、さらに、権利を正しく主張することや、権利と義務との関連を考えることなどを加えて、おもな内容とすることが望ましい。)	22 権利を正しく主張するとともに、自分の果たすべき義務は確実に果たす。 (低学年・中学年においては、自分の果たすべきことは確実に果たすことを、高学年においては、更に、権利を正しく主張することや、権利と義務との関連を考えることなどを加えて、主な内容とする。)
(32) 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。	(28) 公共物をたいせつにし、公德を守り、人に迷惑をかけない。 (低学年・中学年においては、公共物をたいせつにし、人に迷惑をかけないことを、高学年においては、さらに、公德の意義を理解し、進んで公共のために尽くすことを加えて、おもな内容とすることが望ましい。)	24 社会の一員としての自覚をもって、公共物を大切にし、公德を守る。 (低学年・中学年においては、公共物を大切にし、人に迷惑をかけないことを、高学年においては、更に、社会の一員としての自覚をもって公德を守り、進んで公共のために尽くすことを加えて、主な内容とする。)

これら3期にわたる学習指導要領に共通する特徴としては、「きまり」を「自分たちで作る」ものとして提示されていること、また括弧書きのように、中学年・高学年においては、きまりを「必要に応じてさらに

改善すること」までが視野に入っていたことを挙げることができる。道徳教育として「規則の尊重」を取り上げる場合、きまりを守ることが自律と相反するものではなく、むしろ軌を一にするものとして考える必要がある。その上で、児童には自律的かつ責任ある主体としての態度を育てる方向で指導することが大切になる。そのため、法やきまりを「おとな（えらい人たち）が作ったもの」と考えることは適切でない。自分たちできまりを作って守る活動が特別活動として行われるのと並行して、道徳の時間においてもこのような視点をもつことが求められたのであろう。

## (2) 1989年～2008年の学習指導要領－「4つの視点」の設定－

1989年告示の学習指導要領において、道徳の内容は小中学校とも「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」、「3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」、「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」の4つの視点で分類整理されるとともに、内容の重点化が図られ、発展的・系統的な指導が充実するよう配慮された。

表2 平成から現在に至る小学校学習指導要領における「規則の尊重」に連なる内容（堺作成）

1989年	1998年	2008年	2015年(2017年)
第1学年及び第2学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。	第1学年及び第2学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。	第1学年及び第2学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	C 主として集団や社会との関わりに関すること [規則の尊重] 第1学年及び第2学年 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
第3学年及び第4学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德を大切にすることをもち。	第3学年及び第4学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。	第3学年及び第4学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。	第3学年及び第4学年 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
第5学年及び第6学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (2) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たすようにする。	第5学年及び第6学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (2) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。	第5学年及び第6学年 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。 (1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。	第5学年及び第6学年 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

その中で、現行小学校学習指導要領における「規則の尊重」に連なる内容項目としては、表2に示すとおり、いわゆる4の視点「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の内容のうち、以下の項目が該当する。すなわち

### 第1学年及び第2学年

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。

### 第3学年及び第4学年

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 約束や社会のきまりを守り、公德を大切にすることをもち。

### 第5学年及び第6学年

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(2) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たすようにする。

である。

その後、1998年と2008年の2度の改訂では、個々の内容項目の追加、表記の変更はなされているものの、1から4の視点は維持されてきた。その上で、教科化前（2008年小学校学習指導要領）における「規則の尊重」に連なる内容については、2の(1)で述べるように、第1学年及び第2学年では言葉の順の変更がなされ、また第5学年及び第6学年では内容項目の順番の入れ替えがおこなわれている。

### (3) 2015年一部改正および2017年の学習指導要領

道徳の「特別の教科」化に踏み出した2015年の学習指導要領一部改正とこれを引き継いだ2017年告示の学習指導要領では、小中学校の道徳の内容が以下の4つの視点で再整理され、発達の段階を踏まえたより体系的なものに改善された。また、教科化の発端となった「いじめ」問題への対応から、いくつかの内容項目（「個性の伸張」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」等）について、より早い段階から学習するようになったことが特徴である。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

その中で、「規則の尊重」に該当する内容項目としては、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の最初の項目として

[規則の尊重]

第1学年及び第2学年

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

第3学年及び第4学年

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

第5学年及び第6学年

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

と示されている。

2015年と2017年の小学校学習指導要領では、従来の「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義務を果たす。」は「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。」と改められている。

この変更について『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編』（2017年7月）では、「主体性をもってきまりや規則を守ることをより重視して「公德心をもって法やきまりを守り」を「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り」に改めた」と説明がなされている。学習指導要領解説の説明のように、「公德心をもって法やきまりを守り」を「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り」に改めることが「主体性をもってきまりや規則を守ることをより重視」することにつながる理由について、第2節、第3節において教材の変化に焦点をあてながら検討する。

## 2. 教科化前（2008年小学校学習指導要領）における4-(1)の内容と特質

### (1) 2008年小学校学習指導要領における「規範意識」の強調

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（2008年1月17日）では、子どもたちに基本的な生活習慣を確立させるとともに、「『殺すな、盗むな、うそを言うな』といった最も根源的な課題を学校・家庭・地域社会を含めた社会全体で考えていくことが大切である」と強調するなど、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識を、発達の段階に応じた指導や体験を通して、確実に身につけさせることが求められた。これを受けて2008年3月に学習指導要領が改訂されたのであるが、このときの学習指導要領は2006年の教育基本法改正、翌年の学校教育法改正等、より上位の法律の改正を背景としてなされたため、そこに出てきたキーワードが学習指導要領に反映している。すなわち、改正教育基本法において教育の目標を謳った第2条の第3号においては「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と、公共の精神が強調された。これを受けて改正学校教育法の第21条では義務教育として行われる普通教育の目標として、「学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、そ

の発展に寄与する態度を養うこと」が規定された。

これらを背景として、小学校学習指導要領の第3章「道徳」の第2「内容」を見ると、低学年（第1学年及び第2学年）の4-（1）のところで、言葉の順序が入れかわり、「約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に作る」という形で、約束やきまりを守るというほうが前に出てきている。また、高学年（〔第5学年及び第6学年〕）では、低学年、中学年からのつながりも意識としてはあるだろうが、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」という内容項目が従来は4-（2）だったのが4-（1）に上がっている。

結果として、社会生活を送る上で人間として持つべき最低限の規範意識<sup>1)</sup>を低学年のときから確実に身に付けさせる、人間としてしてはならないことをしないようにすることを徹底するという側面が強調されたとみなすことができる。

## （2）2008年小学校学習指導要領における道徳の内容項目4-（1）の課題

### 「規則の尊重」教材の分析

堺（2013）は、教科化前の学習指導要領にもとづく小学校第6学年の道徳副読本10冊に掲載された18教材について、それぞれに「内容のキーワード」を付した上で、「法関連の要素」が含まれる教材について補足を加え、一覧として示した<sup>2)</sup>。このうち、18教材の「キーワード」のみを列挙すると以下のとおりとなる。公德心/権利・義務/よりよい社会づくり/ルールとマナー/学級文庫の使い方/運動用具の使用禁止/公德心（公共の場のごみ）/公德心（気配り）/公德心（公共の場のごみ）/公共物の利用/交通法規の遵守/本（雑誌）の保護と利便性/平等な権利の尊重/役割の遂行/きまりを作って守る/許可制の運動公園/公德心（公共の場）/公德心（公共の場）

その上で、堺は当時の読み物資料における4-（1）の「切り口」として、以下の5点を指摘している<sup>3)</sup>。

ア 「公共の場」におけるゴミ等を切り口として「公德心」を考えるものが多い。

イ 具体的な法律（名）に言及した資料はほとんどない。

ウ 「ルールは少ないほうがよい」というメッセージが間接的に発せられてようにも見える。

エ 法的思考（公正さという視点からの評価）にかかわる資料も少数ではあるが見出される。

オ 「きまりを作る」手続きには言及されない。

すなわち、学習指導要領の内容項目は「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。」と示されているものの、教材の内容が公共の場において大切な「公德心」を強調するものへの偏りが見られたということである。その結果、「法やきまり」そのもの、あるいはそれらの意義等について深く考えさせる教材が相対的に少なくなっているとの指摘である。

その理由については、背景を含めて2点あげることができるであろう。

第1の理由として、4-（1）の中には「法やきまりを守ること」、「公德心」、「権利と義務」の3つの要素が含まれていたことである。表1で整理したとおり、昭和33年から昭和52年までの学習指導要領においては、この3要素は別々の内容項目として示されていたのが、1989（平成元）年の改訂で1つの項目にまとめられることとなった。その結果、それぞれ別個に時間をあてて丁寧に扱うことが難しくなったのではないかと想像されるのである。実際、10冊の副読本に収録された〔4-（1）〕対応の教材は18編であり、平均すると2編に満たない。

第2の理由として、指導にあたる学校（教師）の事情が反映しているのではないかと推測される。すなわち「公德心」は学校内外の生活において、子どもの行動に表れやすい（外部者の目による評価を受けやすい）側面がある、ということである。バスや電車等の公共交通機関の利用に関する指導、第6学年であれば修学旅行に向けての事前指導としての効果が期待されることもあるだろう。このような学校側のニーズに応えうる教材が多く用意されていたとも考えられる。

教科化以前の道徳の内容項目は、学校教育全体を通じて行う道徳教育の内容であることが強調されていたため、道徳の時間では3つの要素すべてを扱わなくてもよいという言い方も成り立ったであろう。その上で、せめて切り口を明確にしながら6年間かけて、あるいは中学校の3年間を入れて9年間を見通した指導計画

を立てることが求められていたのである。

### 3. 教科化以後（2015年一部改正、2017年改訂学習指導要領）における「規則の尊重」の内容と教材の変化

#### (1) 教科書教材の変化と特徴

「規則の尊重」にかかわる教材について、教科化前（2013年当時使用）と教科化後（2020年版）の教科書（教科化前は副読本）の小学校6年生版を比較したのが表3である。

表3 教材の比較（2013年副読本と2020年版教科書）（堺作成）

2013年 副読本		2020年版教科書	
教材数	10冊18教材の内訳	教材数	8冊14教材の内訳
5	公德心（公共の場のゴミ問題、落書き等）	2	団地（マンション）の規則（例外規定の設定/話し合いによる解決）
2	公共物の利用（図書館の蔵書等）	2	スポーツ（野球）チームのルール（監督の指示権限）
1	公德心（気配り）	2	権利と義務（公立図書館/新幹線）
1	よりよい社会づくり	2	ルールとマナー（ポイ捨て禁止条例等）
1	許可制の運動公園	1	スポーツ（サッカー）のルール（審判の判定）
1	運動用具の使用	1	交通規則の遵守（路側帯を走るか）
1	交通規則の遵守（路側帯を走るか）	1	マナー（守れない事情）
1	権利と義務（損害賠償・立場の交換）	1	情報モラル（肖像権、プライバシー権）
1	役割の遂行	1	学級のルール（学級文庫）
1	ルールとマナー（ポイ捨て禁止条例）	1	権利の意味（世界人権宣言・クラスの人権宣言）
1	きまりを作って守る		
1	学級のルール（学級文庫）		
1	平等な権利の尊重（裁判への信頼）		

この表の左欄、教科化前の「2013年副読本」は、前出の堺の作成した一覧表にもとづき、同一ないし類似した「内容のキーワード」をまとめたうえで教材数を書き加えたものである。堺の初出一覧表では出版社をアルファベット記号に置き換えたうえで、「副読本タイトル」と「教材名」はそのまま掲載されていた。しかし、本稿においては「出版社名」だけでなく、「教科書名」、「教材名」はすべて省略し、教材の特質を「内訳」としてキーワードのみを表記している。

表の右欄、2020年版教科書8冊14教材についても、同様の作業をおこなった。最初の小学校道徳科教科書は2018年度、2019年度の2年間使用されたものであるため、本研究が対象とした教科書は「二代目」にあたる。「初代」教科書は、2015年の学習指導要領一部改正を受けて2016年度の検定、2017年度の採択というスケジュールにより、新たな教材を準備するための十分な時間が確保されなかった面もあると考えられるため、本研究では他教科同様に2020年度から使用が開始された現行版にもとづいて検討をおこなうこととした。ただし、今回は、出版社ごとに（副読本と教科書を1対1対応させて）比較するのではなく、収録された教材全体の傾向を分析することを主眼とした。そのため、以下の配慮と操作を加えている。

ア 教科化前の副読本を出版していたが教科書出版に参入しなかった社の副読本教材も表に含めている。

イ 教科化前は小学校副読本を出版していなかった社による教科書教材についても表に含めている。

ウ 教科化前に2種類の副読本を出版していた社の副読本教材もすべて表に含めている。

#### ①教科化前の副読本と教科化後の教科書の両方に収録されている教材

これには3教材がこれに該当した。いずれも同じ社の副読本から教科書へとスライドして採用されたもの（継続使用）である。

#### ②キーワードの変化

2013年に堺が指摘した「公德心」への偏りは、解消しているように見受けられる。「マナー」を取り上げる場合に、「ルール」と対比させて考える等の工夫が取り入れられている教材が存在する。

### ③法そのものへの言及は少ない

法そのものへの言及が少ないという点では、教科化前と大きな変化がない。「法やきまり」なので必ずしも「法」を取り上げる必要はないということなのであろう。その中で、「条例」の文言が出てくる教材が2つあった。また、背後に関係法令（条例を含む）は存在するものの、全面には出ていないものとして「マンション管理」、「放置自転車」、「情報モラル（肖像権等）」、「公立図書館」等があった。

### ④きまりを活用する視点

きまりを見直して問題を解決したり、新たなきまりを作ったりする内容が増加している。

### ⑤「きまりを守ること」を阻害する要因に目を向けさせる教材

きまりの意義そのものというよりは、きまりを守ることができなくなる事情（阻害要因）に目を向けさせて、きまりをめぐる人間理解を深めさせる教材がみられた。「規則の尊重」を考える道徳教材として、一つのタイプを形成してきた可能性がある。

## (2) 教科書教材における「法やきまり」の描かれ方

「法やきまり」の描かれ方について、教材のキーワードをもとに、規範を共有する「社会・集団の規模」と規範としての「明示の度合い」の2つの軸を設定して整理した。

### ①社会・集団の規模（小⇔大）

野球チームの約束 / 学級のルール / 駅前広場の駐輪 / 条例 / 道路交通法 / サッカーの公式ルール /

少年野球チームや学級といった十数名、多くても数十名のからなる集団、駅前広場を利用する不特定の市民、地方自治体、そして国の順に社会が大きくなる。さらには、サッカー競技規則は国際ルールであるため国の枠組みを超える側面を有するともいえる。ただし、実際の試合は両チーム合わせても数十人程度の規模で行われるため、「ルールを共有する世界」に視点を置くか「競技チーム」に視点を置くかによって、規範の意味合いが変化することになる。

### ②規則としての明示（小⇔大）

野球チームの約束は明文化されていないが、少年野球に限らず野球界（スポーツ界）全体の慣習として根付いているという側面がある。駅前広場の駐輪に関するルールは看板等に掲示されている場合が多いが、マナーとしての訴えの要素が大きい。学級のルール、マンションや団地の諸規則は明示されるが、その理解度には受け取り手によって個人差がある。サッカーの公式ルールは規則として明示されているが、その効力は試合中に限定される。条例については罰則を設けているものもあるが、必ずしも周知徹底されない。道路交通法については、国民に周知されている。その上で特殊な事情を描きながら、そのような場合であっても（いかなる事情があっても）法は守るべきもの、と固定的に理解される。

このような整理に従えば、同じ学年の道徳科教科書に掲載されている「規則の尊重」に関わる教材であっても、題材としての「法やきまり」は実に多様である。すなわち、野球チームの約束は社会・集団の規模も規則としての明示も小さい。他方、道路交通法は国民全体に周知された法規範である。そして、他の多くの教材はこれらの間に位置しながらそれぞれが規範として様々の様相をもっている。小学校最終学年となる第6学年の道徳科教科書における「規則の尊重」の特徴といえよう。

## 結 語

現在の道徳科教科書における小学校第6学年の「規則の尊重」に関わる教材について分析した結果、教科化以前に見られた「公德心」への偏りは解消されていた。その上で、教材で取り上げられている「法やきまり」は、「社会・集団の規模」においても「規則としての明示」の度合いにおいても多様であることが明らかになった。ただし、以下の理由から、このことについての評価は慎重でなければならない。

第1に、道徳教育の充実に関する懇談会「今後の道徳教育の改善・充実方策について～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～（報告）」（平成25年12月26日）では、「心のノート」全面改訂と教科書の作成について提言するにあたり、教科書を使用することのメリットとして、「教科書検定制度の下で出版社がより良いものを作ろうと互いに切磋琢磨することで質の高いものが生まれる」、また「複数の民

間発行者が作成する検定教科書の方が多様な価値観を反映できる」ことが挙げられている。しかし、なぜそのように言えるのか。どのような条件が満たされればそうなるのかについては明らかにされなかった。私見を述べるなら、上記懇談会報告のいう「多様な価値観」とは、出そろった複数の教科書を比較検討しうる立場の視点からの評価である。しかし、児童生徒は地域（採択区）ごとに採用された一種類の教科書で学ぶことになる。したがって、「多様な価値観」が望ましいとしても、それが一冊一冊の教科書に反映されなければ、児童生徒にとってのメリットはないとも言えるのである。

第2に、3の(1)で言及したように、きまりの意義そのものというよりは、きまりを守ることができなくなる事情（阻害要因）に目を向けさせて、きまりをめぐる人間理解を深めさせる教材がみられた。「規則の尊重」を考えるための道徳教材として教科化以前から一つのタイプを形成してきた可能性があるが、これからの道徳科の在り方を考えると肯定・否定の両面から評価することが可能な傾向であるように思われる。その判断を下すためには、小学校段階の「規則の尊重」を受けて、中学校段階の「遵法精神、公德心」の教材がどのように展開しているのかを明らかにすることが必要である。さらに、道徳の「特別の教科」化のきっかけともなった「いじめ」問題への対応という視点から見たときに、「規則の尊重」（中学校段階の「遵法精神、公德心」）の指導はどのようにあるべきか<sup>4)</sup>。これらの点の解明を今後の研究課題としたい。

#### 注

- 1) 「規範意識」とは、自分が所属する社会には規範が存在する、という意識である。アメリカの犯罪社会学者ハーシ (Travis Hirschi) は、著書『非行の原因』において「社会的絆」(social bond) を構成する要素として「愛着」(attachment)、「コミットメント」(commitment)、「巻き込み」(involvement)「規範観念」(belief) を挙げているが、この規範観念こそ自身が所属する社会には守るべき規範が存在するという意識、信念であり、こんにち「規範意識」といわれているものに近い概念だと考えられる。逆に、規範に関するこのような道徳的妥当性への信頼感が弱まることで、逸脱行為の確率は高まるのである。なお、小林、堺 (2010年) は、規範を「ある社会集団に所属する成員として何をすべきか、何をしてはいけないかについての、社会集団の中で共有された行為基準」と定義し、2008年学習指導要領改訂時における「規範意識」を「法、道徳、慣習などの意味を理解して尊重していこうとする意識である」と広義にとらえた上で、その育成にあたる道徳教育の課題を提示している。
- 2) 堺正之「道徳教育における「法やきまりを守ること」の位置づけ」(パネルディスカッション「法教育と道徳教育の対話」) 法と教育学会編『法と教育』Vol.4 商事法務2014年、111ページ。
- 3) 同上、110-112ページ。
- 4) 「規則の尊重」に関わる教材以外の箇所では具体的な法規範（刑法）に言及している教科書も見られた。そこでは、「いじめ」とみなされるさまざまな行為が法律をとおして見たときにどのような罪に該当するかを示したものである。ここには「名誉毀損罪」「侮辱罪」「暴行罪」「脅迫罪」「強要罪」があげられている。また、「法と教育学会」の学会誌には、後藤 (2011) や山賀 (2013) 等、これまで法とのかかわりにおいて論じられることの少なかった小学生を対象として開発された法教育プログラムについて、弁護士や行政書士による提案が掲載されている。

#### 参考文献

- 功刀俊雄、柳澤有吾編著『「星野君の二墨打」を読み解く』かもがわ出版、2021年
- 後藤直樹「小学生の発達段階を考慮した法教育プログラム」法と教育学会編『法と教育』Vol.1 商事法務、2011年
- 小林万里子、堺正之「道徳教育カリキュラムの構成原理としての規範意識」日本道徳教育学会編『道徳と教育』No.328、2010年
- 堺正之『道徳教育の方法』放送大学教育振興会、2015年
- ハーシ／森田洋司・清水新二監訳『非行の原因—家庭・学校・社会のつながりを求めて—』(新装版) 文化書房博文社、2010年



---

松下一世 「『公正、公平、社会正義』にかかわる教科書検討 いじめ問題を軸に」『部落解放』756号、解放出版社、2018年

山賀良彦 「小学校における法教育実践活動報告」法と教育学会編『法と教育』Vol.3 商事法務、2013年

## **Characteristics of Teaching Materials about “Respect for rules” in Moral Period of Elementary School**

Masayuki SAKAI

Department of Education and Psychology, Faculty of Humanities, Kyushu Women’s University

1-1 Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

### Abstract

Special subject morality (Moral Period) was positioned in the elementary school curriculum, and classes using textbooks began in 2018. In this study, the characteristics of teaching materials before and after 2018 were compared. As a result, the prejudice toward ‘public morality’ that had existed before the curriculum was eliminated. It became clear that the “laws and rules” taken up in the teaching materials are diverse in terms of “scale of society/group” and degree of “explicit as rules”.

Key words : moral period, textbooks, teaching materials, respect for rules